

# 豊田市公契約条例について

## ◆公契約条例とは

豊田市では、令和4年4月1日から「豊田市公契約条例」を施行します。

この条例は、公契約の適正な履行、労働環境の確保及び地域経済の活性化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

## ◆基本方針

- ・入札、契約の過程及び契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること
- ・談合その他の不正行為の排除を徹底すること
- ・公契約の適正な履行を確保すること
- ・労働者の適正な労働環境を確保すること
- ・地域経済の活性化に配慮すること

## ◆公契約条例のイメージ



#### ◆市の責務

- ・市は、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施します。

#### ◆受注者等の責務

- ・受注者等は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、関係法令を遵守するとともに、誠実に公契約を履行しなければなりません。

#### ◆Q & A

Q 1 公契約条例の適用を受ける公契約とはどのようなものですか。

A 1 公契約条例の適用を受ける公契約とは「工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の市が発注する案件に係る契約と、市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」です。

Q 2 特定公契約に該当する契約とはどのようなものですか。

A 2 特定公契約に該当する契約とは次の3つになります。

① 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負

② 予定価格が5千万円以上の業務委託で、次の内容の単一又は複数の複合業務

- ・市の庁舎等の清掃
- ・市の庁舎等の警備（機械警備を除く）
- ・市の庁舎等における受付又は案内
- ・電話交換
- ・除草又は草刈

③ 予定価格が1年当たり1千万円以上で公募の指定管理協定

Q 3 公契約条例が適用される労働者とは、どのような人が対象ですか。

A 3 公契約条例が適用される労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者であり、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する人（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される人及び家事使用人を除く）です。

Q 4 特定公契約が適用となる労働者とは、どのような人が対象ですか。

A 4 Q 3に適用される労働者のうち、特定受注者等（市と特定公契約を締結する事業者と、その事業者と下請契約等を締結する事業者）が直接雇用する人です。

Q 5 労働環境取組報告書を提出するのは誰になりますか。

A 5 特定公契約に係る受注者等のうち、特定受注者及び当該特定受注者と下請契約を締結する事業者です。

#### 【問合わせ先】

豊田市総務部契約課

TEL 0565-34-6616

FAX 0565-34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>